

第 10 回 生殖補助医療部会	資料 1
平成14年2月28日	

講演タイトル

2002年2月28日

厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会報告

「スウェーデン補助生殖立法にみる非配偶者間補助生殖子の自己の
出自を知る権利」

報告者 専修大学名誉教授

菱木昭八朗

レジュメ

1. 非配偶者間補助生殖によって生まれてくる子に対してその出自を知る権利を認めるべきかという問題は生殖補助立法を考える場合の重要なテーマの一つである。

2. スウェーデンの場合、既に1984年の人工授精法によって、非配偶者間人工授精子に対して自己の出自を知る権利が認められ、更にまた、近く改正される体外受精法でも非配偶者間体外受精子に対して、非配偶者間人工授精子の場合と同様、自己の出自を知る権利が認められることになっている。

3. なぜ、スウェーデンにおいて1984年の人工授精法によって非配偶者間人工授精子に対して自己の出自を知る権利が認められるに至ったか。

4. 1984年人工授精法によって非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利はどのようにして保障されているか。

5. 人工授精法によって保障されている非配偶者間人工授精子の自己の出自を知る権利は現実的にどの程度まで実現されているか。社会庁のAID子に対する親の出自告知率調査から。

6. 結語

以 上

(資料1)

年次別人工授精・体外受精実施病院及び実施状況(1994年～1997年)

Nr.	実施病院名	実施年及び補助生殖医療の実施形態																				
		1994年			1995年			1996年			1997年											
		A	B	C	D	E	G	H	A	B	C	D	E	G	H	A	B	C	D	E	G	H
01.	Akademiska sjukhuset, Uppsala ウプサラ大学病院 ウプサラ	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
02.	Carl von Linné kliniken, Uppsala カール・フォン・リネー病院 ウプサラ	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
03.	Curakliniken, Malmö キューラクリニーケン マルメー	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
04.	Falu lasarätt, Falun ファルラーサレット ファルーン	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
05.	Fertilitetscentrum, Göteborg 不妊治療センター ヨーテボルイ	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
06.	Halmstad, Länsjukhuset ハルムスタード県立病院 ハルムスタード	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
07.	Huddinge sjukhus, Huddinge フッジングス病院 フッジング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
08.	Ideonkliniken, Malmö イデオンクリニーケン マルメー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
09.	Karolinska sjukhuset, Stockholm カロリンスカ病院 ストックホルム	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
10.	Linköping, Universitetssjukhuset リンチューピング大学病院	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
11.	Lucinakliniken, Stockholm ルシーナクリニーケン ストックホルム	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
12.	Malmö allmänna sjukhus, Malmö マルメー公立病院 マルメー	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
13.	Norrlands universitetssjukhuset, Umeå ノルランド大学付属病院 ウーメオ	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
14.	Sahlgrenska sjukhuset, Göteborg シャルグレンスカ病院 ヨーテボルイ	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
15.	Sophiahemmet, Stockholm ソフィアヘンメット ストックホルム	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
16.	Östra sjukhuset, Göteborg 東病院 ヨーテボルイ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○
17.	Örebro, Regionsjukhuset エーレブロー管区病院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

脚註

A=Stimulerad cykel, standard IVF (非卵剤使用・非卵剤不使用 IVF)
 B=Stimulerad cykel, mikroinjektion/ICSI (非卵剤使用・顕微鏡受精)
 C=Frysta/tinade preembryon, standard IVF (冷凍受精卵使用・非卵剤不使用 IVF)
 D=Frysta/tinade preembryon, mikroinjektion/ICSI (冷凍受精卵使用・顕微鏡受精)
 E=Ostimulerad cykel, standard IVF (非卵剤不使用 IVF)
 G=Givarinsamination, ostimulerad cykel (非配偶者間人工授精・非卵剤不使用)
 H=Givarinsamination, stimulerad cykel (非配偶者間人工授精・非卵剤使用)
 Ur Assisterad befruktning 1994-1997 (Statistik HÅLSA OCH SJUKKOMAR 1999:12)から
 尚、○印は該当補助生殖医療を実施、×印は該当補助生殖医療を不実施

(資料2-1)

1978年-81年までのスウェーデンにおける非配偶者間人工授精の実施状況
(Givarinseminationer vid svenska kvinnorkliniker 1978-81)

	1978-79	1980-81	1978-81
Boden	269	283	552
Halmstad	0	95	95
Falun	324	700	1024
Östra sjukhuset, Gö	965	911	1876
Karolinska, Stockholm	82	200	282
Linköping	318	464	782
Lund	46	196	242
Malmö	850	625	1475
Umeå	390	191	581
Sahlgrenska, Göteborg	41	0	41
Helsingborgs sjukhus	0	2	2
Summa	3285	3667	6952

(資料2-2)

1978年—1981年までの人工授精子出産数
(Barn födda efter givarinsemination vid svenska kvinnokliniker 1978-81)

病院名	1978-79	1980-81	1978-81
Boden	?	31	31
Halmstad	15	16	31
Falun	60	71	131
Östra sjukhuset, Gtbg	95	111	206
Karolinska, Stockholm	9	12	21
Linköpin	36	54	90
Lund	4	32	36
Malmö	58	68	126
Umeå	25	25	50
Sahlgrenska, Göteborg	3	0	3
Summa	305	420	725

(資料2-3)

1990年以降の非配偶者間人工授精の実施件数と非配偶者間人工授精子の出産件数と出産児数

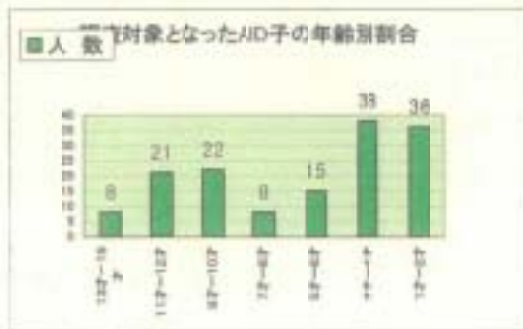
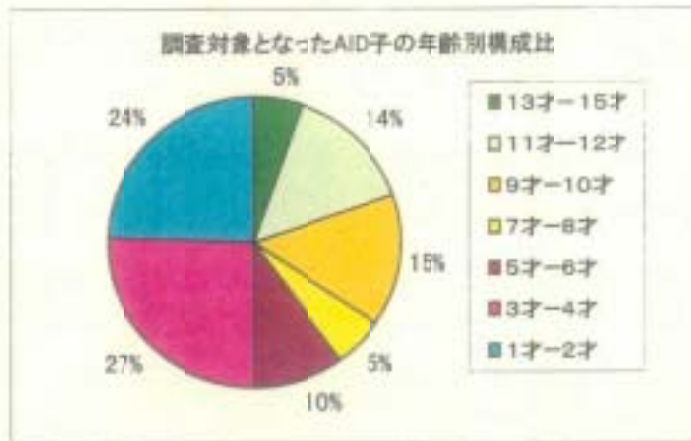
年 度	1990	1991	1992	1993	1994	1995
人工授精実施件数	927	970	789	944	1000	768
懐胎件数	49	64	67	103	104	68
出産件数	26	53	57	53	87	57

(資料3) 調査対象となったAID子の年齢別構成比

表1

AID子の年齢	総数	%	カロリンスカ		ウーメオ	
			実数	%	実数	%
13才-15才	8	5	2	2	6	10
11才-12才	21	14	11	13	10	16
9才-10才	22	15	6	7	16	26
7才-8才	8	5	8	9	0	0
5才-6才	15	10	12	14	3	5
3才-4才	38	26	31	36	7	11
1才-2才	36	24	16	19	20	32
合計	148	100	86	100	62	100

AID子の年齢	総数
13才-15才	8
11才-12才	21
9才-10才	22
7才-8才	8
5才-6才	15
3才-4才	38
1才-2才	36



(資料4)

(虫白告知)

表2 AID子に対して出生の経緯を話している親と話していない親の割合

AID子の年齢	調査対象となった子の総数	子に話した親の数	
12才～15才	16	1	6%
8才～11才	39	7	18%
4才～7才	37	5	14%
1才～3才	56	4	7%
合計	148	17	11%

話している親	17
話していない親	131

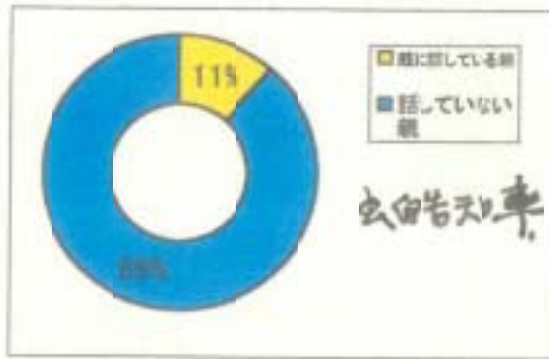
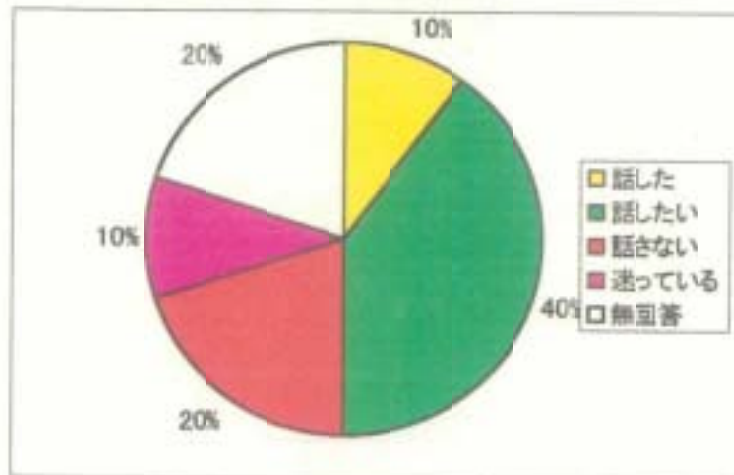


表3

話した・話したい・話さない・迷っていると答えた人の割合

肯定		否定		無回答
話した	話したい	話さない	迷っている	
10%	40%	20%	10%	20%

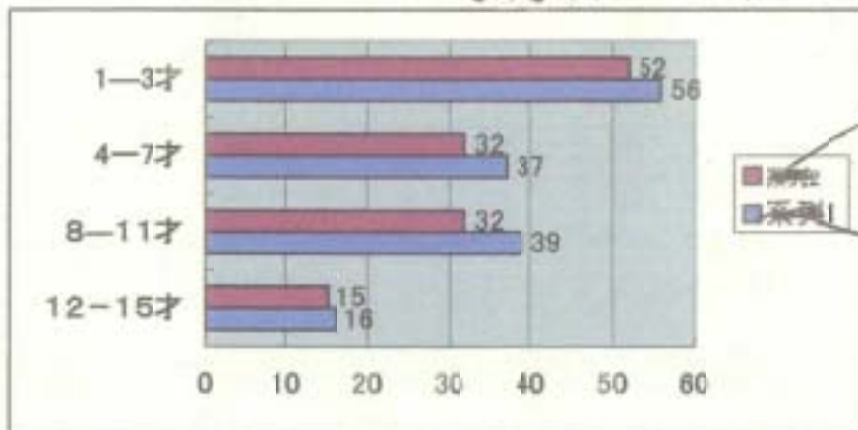


(資料5)

(告知していない親)
子に話していないと答えた親の数

子の年齢	子の総数	告知していないと答えた親の実数と%
12-15才	16	15 94%
8-11才	39	32 82%
4-7才	37	32 86%
1-3才	56	52 93%
Total	148	131 89%

年齢別子の総数に対して、子に話していないと答えた親の割合
(告知していない)



告知していない

親が対象とする子どもの数

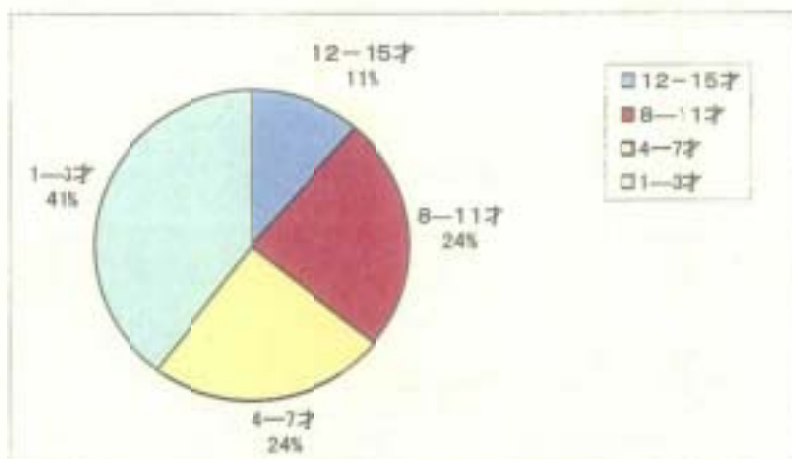
資料6

子以外の者に話した親の数

子の年齢	子の総数	他人に話した親の数	子に話した親		子に話していないが他人に話している親		
			実数	%	実数	%	
12-15才	16	5	11%	1	15	4	27
8-11才	39	20	51%	7	32	13	41
4-7才	37	24	65%	5	32	19	59
1-3才	56	38	68%	4	52	34	65
Total	148	87	59%	17	131	70	83

子の年齢別にみた子以外の者に話した者の割合

12-15才	15	4
8-11才	32	13
4-7才	32	19
1-3才	52	34
	131	70



(資料 7)

現行人工授精法

Lag (1984:1140) om insemination

第1条 本法において人工授精 (insemination) とは、人為的に (på konstlad väg)、女の体内に精子を挿入することをいう。

第2条 人工授精は、婚姻中または婚姻類似の関係にある者のみこれを受けることができる。人工授精手術を受ける場合、婚姻中の夫または内縁の夫から書面による同意を得なければならない。

第3条 人工授精手術が人工授精を受ける者の婚姻中の夫または内縁の夫以外の者から提供された精子を用いて行われる場合、人工授精手術は、国公立病院 (allmänna sjukhus) においてのみ、産婦人科医学に関して特別の教育を受けた医師の監督のもとにおいてこれを行なうことができる。

医師は人工授精手術を受ける夫婦または内縁夫婦の医学的、精神的及び社会的状況からみて、人工授精手術を行なうことが相当であるか否かを審査しなければならない。人工授精手術は生まれてくる子が良好な環境において生育することが予測される場合においてのみこれを行なうことができる。人工授精手術を受けることを拒否された場合、夫婦または内縁夫婦は社会庁に対して異議の申し立てを行なうことができる。社会庁の決定に対しては異議の申し立てを行なうことができない。

人工授精に使用される精子は医師によって選ばれる。精子提供者の個人情報、最低70年間保存される特別のカルテ (särskild journal) に記録しておかなければならない。

第4条 第3条に規定する人工授精によって懐胎された者は、その者が十分に成長した場合、病院に保存されている特別のカルテに記載されている精子提供者の個人情報を知る権利を有する。子から請求が行なわれた場合、社会福祉委員会 (social nämnden) は、精子提供者に関する個人情報の入手に協力しなければならない。

第5条 子の父性を確定するため、その必要がある場合、裁判所は、人工授精を行った担当責任医または人工授精に関する情報を保存している者に対して、関係資料の提出を求めることができる。

第6条 何人も社会庁の許可なしに、冷凍保存精子 (frost sperma) をスウェーデン国内に搬入してはならない。

第7条 本法の規定に反して、常習的にまたは営利を目的として人工授精を行い、または精子を所持した場合、罰金もしくは6ヵ月以下の懲役に処する。

本法の規定は1985年3月1日から施行する。

本法施行前に精子提供者が精子の提供を行なっている場合、第4条の規定は適用されない。

以上 (菱木昭八朗訳)

(資料8)

人工授精法改正法案(Prop. 2001/02:89)

[Förslag till lag om ändring i lag (1984:1140) om insemination]

第3条 人工授精手術が人工授精手術を受ける者の婚姻中の夫または内縁の夫以外の者から提供された精子を用いて行われる場合、人工授精手術は、公的資金によって運営されている病院(offentligt finansierade sjukhus)または社会庁の許可を得た病院においてのみ、これを行なうことができる。

人工授精手術に使用される精子は医師によって選ばれる。死亡した精子提供者からの精子は使用することができない。精子提供者の個人情報は特別のカルテ(sarskild journal)に記録され、最低70年間、保存しておかなければならない。

医師は人工授精手術を受ける夫婦または内縁夫婦が医学的、精神的及び社会的観点からみて、人工授精手術を受けることが適当であるか否かを審査しなければならない。人工授精手術は人工授精手術によって生まれてくるが良好な環境において養育を受けることが予測できる場合においてこれを行なうことができる。人工授精手術を受けることが拒否された場合、夫婦または内縁夫婦は社会庁に対して異議の申し立てを行なうことができる。

註 社会庁の決定に対しては異議の申し立てを行なうことができない。とする文言が削除されていることに要注意

第4条 第3条に規定する人工授精手術によって懐胎された者は、その者が十分に成長した場合、病院に保存されている特別のカルテに記載されている精子提供者の個人情報を知る権利を有する。

子が前項に規定されている方法によって懐胎されたとみなされる相当の理由がある場合、本人からの請求が行なわれたとき、社会福祉委員会(social nämnden)は、病院に保存されている特別カルテに記録されている個人情報の入手を援助しなければならない。

第8条 第3条による社会福祉委員会の決定は地方行政裁判所に対して異議の申し立てを行なうことができる。

高等行政裁判所に対する上訴する場合、上訴許可を得なければならない。

本法の規定は2003年1月1日から施行する。

以上(菱木昭八朗訳)

(資料9)

現行体外受精法

【Lag (1988:711) om befruktning utan för kroppen】

第1条 この法律は、子の懐胎を目的として、体外受精手術を受ける者の卵子を人の体外において受精させる場合に適用される。

第2条 体外受精手術は、次ぎの要件を具備している場合においてのみ、これを行なうことができる。

1. 体外受精手術を受ける者が婚姻中(gift)または内縁関係(samo)にあること
2. 体外受精手術を受けることについて、婚姻中の夫または内縁の夫から書面による同意を受けていること、
3. 体外受精手術に使用される卵子が体外受精手術を受ける者自身のもので、且つ使用される精子が夫または内縁の夫から提供されたものであること

第3条 社会庁の許可(socialstyrelsens tillstånd)なしに、国公立病院(allmänna sjukhus)以外、体外受精手術を行なうことができない。

第4条 常習的にまたは営利を目的として、第2条または第3条の規定に反する行為をなしたる者は、罰金または6ヶ月以下の懲役に処する。

本法の規定は1989年1月1日から施行する。

以上 (菱木昭八朗訳 00.10.15)